



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成31年3月22日金曜日 第3062号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）..... 1
 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）..... 2
 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則.....（医療対策課）..... 2
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（子育て支援課）..... 8
 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（ " ）..... 8
 愛媛県立高等技術専門学校運営規則及び愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（労政雇用課）..... 9
 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則（2件）.....（用地課、建築住宅課）.....11

告 示

知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務の一部改正.....（労政雇用課）.....12
 愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程の一部改正.....（ " ）.....12
 愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....（ " ）.....13

訓 令

愛媛県立高等技術専門学校処務規程等の一部を改正する訓令.....（労政雇用課）.....14

人事委員会規則

職員の特種勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....15

規 則

○愛媛県規則第10号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号（その1）（法人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 省略 様式第1号（その1）の記載要領</p> <p>1 「基準事業年度」の欄は、<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</p> <p>2～6 省略 様式第1号（その2） 省略</p>	<p>様式第1号（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号（その1）（法人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 省略 様式第1号（その1）の記載要領</p> <p>1 「基準事業年度」の欄は、<u>平成27年4月1日から平成28年3月31日</u>までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</p> <p>2～6 省略 様式第1号（その2） 省略</p>

第2条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号（その1） 省略</p>	<p>様式第1号（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号（その1） 省略</p>

様式第1号(その2)(個人用)

省略

注 省略

様式第1号(その2)の記載要領

- 1 「基準年」の欄は、「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」と記載すること。
- 2～6 省略

様式第1号(その2)(個人用)

省略

注 省略

様式第1号(その2)の記載要領

- 1 「基準年」の欄は、「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」と記載すること。
- 2～6 省略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成32年1月1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1～17 省略		1～17 省略	
18 特例条例別表54の項第5	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年愛媛県規則第44号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条の規定に基づく登録証明書の再交付 _____ に関する事務</p> <p>(2) 規則第5条の規定に基づく登録証明書の返還 _____ に関する事務</p>	18 特例条例別表54の項第4	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年愛媛県規則第44号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条の規定に基づく登録証明書の再交付の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに同条の登録証明書の交付に関する事務</p> <p>(2) 規則第5条の規定に基づく登録証明書の返還の受付及び知事への送付に関する事務</p>
19・20 省略		19・20 省略	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(定義)

第2条 この規則において「大学」とは、条例第3条に規定する大学をいう。

2 この規則において「医学生」とは、大学の医学を履修する課程に在学する者をいう。

3 この規則において「初期臨床研修」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修をいう。

4 この規則において「後期臨床研修」とは、初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等（3年を超えない範囲で知事が認めるものに限る。）をいう。

（知事が指定する医療機関等）

第3条 知事は、次に掲げる県内の医療機関等のうちから、条例第1条の目的を達成するため、条例第3条に規定する医療機関等として指定することができる。

(1)～(5) 省略

（奨学金の貸与者）

第4条 条例第3条の規則で定める者は、次に掲げる期間のうち連続する2年間、3年間又は4年間（大学卒業から医師の免許を取得するまでの期間を除く。）を通じて地域医療医師確保短期奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者とする。

(1)・(2) 省略

(3) 後期臨床研修

を県内の医療機関等において受けている期間

（奨学金の金額）

第5条 奨学金の金額は、月額10万円とする。

（奨学金の貸与の期間及び方法）

第6条 奨学金を貸与する期間は、第9条第2項の規定により知事が奨学金の貸与の適否を決定した日の属する月（知事が特に必要と認める場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から2年、3年又は4年を経過する月（後期臨床研修を受けない者で貸与の期間中に初期臨床研修を修了する日が到来する場合には当該初期臨床研修を修了する日の属する月、後期臨床研修を受ける者で貸与の期間中に後期臨床研修を修了する日が到来する場合には当該後期臨床研修を修了する日の属する月）までとする。

(定義)

第2条 この規則において「大学」、「医学生」又は「初期臨床研修」とは、それぞれ条例第3条第1号に規定する大学、医学生又は初期臨床研修をいう。

（知事が指定する医療機関等）

第3条 知事は、次に掲げる県内の医療機関等のうちから、条例第1条の目的を達成するため、条例第3条各号に規定する医療機関等として指定することができる。

(1)～(5) 省略

（奨学金の貸与者）

第4条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる期間を通じてへき地医療医師確保奨学金（以下「へき地医療奨学金」という。）の貸与を受けようとする者とする。

(1) 大学の医学を履修する課程における第3年次以上から当該大学を卒業するまでの正規の修業期間

(2) 初期臨床研修を受けている期間（2年を限度とする。）

2 条例第3条第2号の規則で定める者は、次に掲げる期間のうち連続する2年間、3年間又は4年間（大学卒業から医師の免許を取得するまでの期間を除く。）を通じて地域医療医師確保短期奨学金（以下「地域医療奨学金」という。）の貸与を受けようとする者とする。

(1)・(2) 省略

(3) 初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等（3年を超えない範囲で知事が認めるものに限る。以下「後期臨床研修」という。）を県内の医療機関等において受けている期間

（奨学金の金額）

第5条 奨学金の金額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) へき地医療奨学金 大学在学期間中であっては月額10万円、初期臨床研修期間中であっては月額4万円

(2) 地域医療奨学金 月額10万円

（奨学金の貸与の期間及び方法）

第6条 奨学金を貸与する期間は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) へき地医療奨学金 第9条第2項の規定により知事が奨学金の貸与の適否を決定した日の属する月（知事が特に必要と認める場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から初期臨床研修を修了する日の属する月まで

(2) 地域医療奨学金 第9条第2項の規定により知事が奨学金の貸与の適否を決定した日の属する月（知事が特に必要と認める場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から2年、3年又は4年を経過する月（後期臨床研修を受けない者で貸与の期間中に初期臨床研修を修了する日が到来する場合には当該初期臨床研修を修了する日の属する月、後期臨床研修を受ける者で貸与の期間中に後期臨床研修を修了する日が到来する場合には当該後期臨床研修を修了する日の属する月）まで

2 省略

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、_____

_____ 地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 身上調書(様式第2号)
- (2) 省略
- (3) 医学生にあつては大学又は学部の長の推薦書(医学生用)(様式第3号)、初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあつては研修を受ける医療機関等の長の推薦書(研修医用)(様式第4号)
- (4)~(6) 省略

2 省略

(貸与の取消し及び休止)

第10条 知事は、奨学金_____の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金_____の貸与を取り消すものとする。

- (1)~(3) 省略
- (4) 奨学金_____の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 省略
- (6) 第4条各号_____に掲げる期間が満了するまでに死亡したとき。
- (7) その他第4条各号_____に掲げる期間が満了するまでに奨学金_____の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 省略

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、へき地医療奨学金にあつてはへき地医療医師確保奨学金貸与申請書(様式第1号)に、地域医療奨学金にあつては地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 身上調書(様式第3号)
- (2) 省略
- (3) 医学生にあつては大学又は学部の長の推薦書(医学生用)(様式第4号)、初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあつては研修を受ける医療機関等の長の推薦書(研修医用)(様式第5号)
- (4)~(6) 省略

2 省略

(貸与の取消し及び休止)

第10条 知事は、へき地医療奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、へき地医療奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 大学の課程を退学し、又は初期臨床研修を中止したとき。
- (2) 正当な理由がなく、大学卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかつたとき。
- (3) 正当な理由がなく、医師免許を取得後、直ちに初期臨床研修を開始しないとき。
- (4) へき地医療奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 心身の故障のため、大学の課程の履修又は初期臨床研修を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (6) 第4条第1項各号に掲げる期間が満了するまでに死亡したとき。
- (7) その他第4条第1項各号に掲げる期間が満了するまでにへき地医療奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 _____ 知事は、地域医療奨学金の貸与を受けた者_____が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、地域医療奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1)~(3) 省略
- (4) 地域医療奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 省略
- (6) 第4条第2項各号に掲げる期間が満了するまでに死亡したとき。
- (7) その他第4条第2項各号に掲げる期間が満了するまでに地域医療奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

3 知事は、へき地医療奨学金の貸与を受けた者が大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は初期臨床研修を中断したときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は初期臨床研修を中断した日の属する月の翌月分から復学し、又は初期臨床研修を再開した日の属する月の分までの間、へき地医療奨学金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与されたへき地医療奨学金があるときは、そのへき地医療奨学金は、当該へき地医療奨学金の貸与を受けた者が復学し、又は初期臨床研修を再開した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、被貸与者 _____ が大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中断したときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中断した日の属する月の翌月から復学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を再開した日の属する月の分までの間、奨学金 _____ の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金 _____ があるときは、その奨学金 _____ は、当該被貸与者 _____ が復学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を再開した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

第11条 被貸与者 (_____)

被貸与者が死亡したときは、その保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに貸与を受けた奨学金の全額について、保証人と連署した借用証書(様式第5号)に奨学金の貸与の日及び額が確認できる書類並びに保証人の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 前条第1項 _____ の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。

(後期臨床研修の承認)

第12条 被貸与者は、後期臨床研修を受けようとするときは、当該研修の開始の3月前までに後期臨床研修計画書(様式第6号)に当該医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の申請等)

第13条 条例第5条又は第6条の規定により奨学金の返還の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、地域医療医師確保短期奨学金返還免除申請書(様式第7号 _____)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 条例第5条第1号に規定する業務(以下「業務」という。)に従事した期間がある場合は、業務従事証明書(様式第8号)

(2) 省略

2 省略

(返還)

第15条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該貸与を受けた奨学金の額につき年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を知事の定める日(次項において「返還期日」という。)までに一括して返還しなければならない。

(1) 第10条第1項 _____ の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。

(2) 省略

(3) 死亡したとき(第10条第1項第6号 _____ の場合を除く。)

(4)・(5) 省略

2 省略

(返還の猶予)

第16条 省略

4 知事は、地域医療奨学金の貸与を受けた者が大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中断したときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中断した日の属する月の翌月から復学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を再開した日の属する月の分までの間、地域医療奨学金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された地域医療奨学金 _____ があるときは、その地域医療奨学金 _____ は、当該地域医療奨学金の貸与を受けた者が復学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を再開した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

第11条 へき地医療奨学金又は地域医療奨学金の貸与を受けた者

(以下「被貸与者」という。被貸与者が死亡したときは、その保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに貸与を受けた奨学金の全額について、保証人と連署した借用証書(様式第6号)に奨学金の貸与の日及び額が確認できる書類並びに保証人の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 前条第1項又は第2項の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。

(後期臨床研修の承認)

第12条 被貸与者は、後期臨床研修を受けようとするときは、当該研修の開始の3月前までに後期臨床研修計画書(様式第7号)に当該医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の申請等)

第13条 条例第5条又は第6条の規定により奨学金の返還の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、へき地医療医師確保奨学金(地域医療医師確保短期奨学金)返還免除申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 条例第5条第1号に規定する業務(以下「業務」という。)に従事した期間がある場合は、業務従事証明書(様式第9号)

(2) 省略

2 省略

(返還)

第15条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該貸与を受けた奨学金の額につき年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を知事の定める日(次項において「返還期日」という。)までに一括して返還しなければならない。

(1) 第10条第1項又は第2項の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。

(2) 省略

(3) 死亡したとき(第10条第1項第6号及び同条第2項第6号の場合を除く。)

(4)・(5) 省略

2 省略

(返還の猶予)

第16条 省略

2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、地域医療
医師確保短期奨学金返還猶予申請書（様式第9号
_____）に、同項に規定する理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 省略
（退学等の届出）

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（様式第10号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1)～(4) 省略
- (5) 条例第3条_____の規定により知事が指定する医療機関等を退職したとき。
- (6) 条例第3条_____の規定により知事が指定する医療機関等の医師としての業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (7)・(8) 省略
- (9) 医師法_____第7条第2項の規定による処分を受けたとき。
- (10) 省略

第18条 被貸与者が死亡したときは、その者の遺族又は保証人は、被貸与者死亡届出書（様式第11号）に死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添えて、知事に提出しなければならない。
（保証人の変更）

第19条 被貸与者は、保証人が死亡したとき、又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、保証人変更届出書（様式第12号）に新たに保証人となる者の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、へき地医療
医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）返還猶予申請書（様式第10号）に、同項に規定する理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 省略
（退学等の届出）

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（様式第11号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1)～(4) 省略
- (5) 条例第3条各号_____の規定により知事が指定する医療機関等を退職したとき。
- (6) 条例第3条各号_____の規定により知事が指定する医療機関等の医師としての業務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (7)・(8) 省略
- (9) 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第2項の規定による処分を受けたとき。
- (10) 省略

第18条 被貸与者が死亡したときは、その者の遺族又は保証人は、被貸与者死亡届出書（様式第12号）に死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添えて、知事に提出しなければならない。
（保証人の変更）

第19条 被貸与者は、保証人が死亡したとき、又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、保証人変更届出書（様式第13号）に新たに保証人となる者の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

様式第1号を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第7条関係） <u>地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p>なお、貸与を受けることとなったときは、愛媛県医師確保奨学基金条例（平成18年愛媛県条例第15号）及び愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則（平成18年愛媛県規則第30号）の規定を遵守し、将来、同条例第3条_____の規定により知事が指定する医療機関等において医師としての業務に従事します。</p> <p>省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> </div> <p>省略</p> <p>注1～3 省略</p> <p>4 次に掲げる書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) 身上調書（<u>様式第2号</u>） 	<p>様式第2号（第7条関係） <u>地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p>なお、貸与を受けることとなったときは、愛媛県医師確保奨学基金条例（平成18年愛媛県条例第15号）及び愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則（平成18年愛媛県規則第30号）の規定を遵守し、将来、同条例第3条第2号_____の規定により知事が指定する医療機関等において医師としての業務に従事します。</p> <p>省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> </div> <p>省略</p> <p>注1～3 省略</p> <p>4 次に掲げる書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) 身上調書（<u>様式第3号</u>）

(3) 医学生にあっては大学又は学部の長の推薦書（医学生用）（様式第3号）、初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者に対しては研修を受ける医療機関等の長の推薦書（研修医用）（様式第4号）

(4)～(7) 省略

様式第2号（第7条、様式第1号 _____ 関係） 省略

様式第3号（第7条、様式第1号 _____ 関係） 推薦書（医学生用）

省略
上記の者は、 <u>地域医療医師確保短期奨学金貸与者</u> _____ として適当と認められますので推薦をします。
省略

注 省略

様式第4号（第7条、様式第1号関係） 省略

様式第5号（第11条関係） 借用証書

省略
保証人は、本人と連帯して、本人が貸与を受けた <u>地域医療医師確保短期奨学金</u> _____ の返還の債務を負担します。

注1・2 省略

3 省略

様式第6号 省略

様式第7号（第13条関係） 地域医療医師確保短期奨学金返還免除申請書

<u>地域医療医師確保短期奨学金返還免除申請書</u>
省略
省略

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 業務に従事した期間がある場合にあっては、業務従事証明書（様式第8号）

(2) 省略

様式第8号（第13条関係、様式第7号関係） 省略

様式第9号（第16条関係） 地域医療医師確保短期奨学金返還猶予申請書

<u>地域医療医師確保短期奨学金返還猶予申請書</u>
省略
省略

注1 省略

2 省略

様式第10号 省略

様式第11号 省略

様式第12号（第19条関係） 保証人変更届出書

(3) 医学生にあっては大学又は学部の長の推薦書（医学生用）（様式第4号）、初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者に対しては研修を受ける医療機関等の長の推薦書（研修医用）（様式第5号）

(4)～(7) 省略

様式第3号（第7条、様式第1号、様式第2号関係） 省略

様式第4号（第7条、様式第1号、様式第2号関係） 推薦書（医学生用）

省略
上記の者は、 <u>へき地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）</u> 貸与者として適当と認められますので推薦をします。
省略

注1 省略

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号（第7条、様式第2号関係） 省略

様式第6号（第11条関係） 借用証書

省略
保証人は、本人と連帯して、本人が貸与を受けた <u>へき地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）</u> の返還の債務を負担します。

注1・2 省略

3 不要の文字は、抹消すること。

4 省略

様式第7号 省略

様式第8号（第13条関係） へき地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）返還免除申請書

<u>へき地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）返還免除申請書</u>
省略
省略

注1 省略

2 不要の文字は、抹消すること。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 業務に従事した期間がある場合にあっては、業務従事証明書（様式第9号）

(2) 省略

様式第9号（第13条関係、様式第8号関係） 省略

様式第10号（第16条関係） へき地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）返還猶予申請書

<u>へき地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）返還猶予申請書</u>
省略
省略

注1 省略

2 不要の文字は、抹消すること。

3 省略

様式第11号 省略

様式第12号 省略

様式第13号（第19条関係） 保証人変更届出書

省略	
新連帯保証人	省略
届出者の貸付決定番号 年度第 号に係る <u>地域医療</u> 医師確保短期奨学金	
____については、本人と連帯して返還の債務を負担します。	
省略	

注 1 省略

2 省略

省略	
新連帯保証人	省略
届出者の貸付決定番号 年度第 号に係る <u>へき地</u> 医療医師確保奨学金（ <u>地域医療</u> 医師確保短期奨学金）については、本人と連帯して返還の債務を負担します。	
省略	

注 1 省略

2 不要の文字は、抹消すること。

3 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県医師確保奨学金基金条例施行規則様式第 2 号の規定による書類は、改正後の愛媛県医師確保奨学金基金条例施行規則様式第 1 号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第13号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 6 号（第 8 条関係） 身分証明書 （表） 省略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略 （報告の徴収等）</p> <p>第19条 都道府県知事（指定都市等所在施設である <u>幼保</u>連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第 3 項及び第 9 項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2・3 省略</p> </div>	<p>様式第 6 号（第 8 条関係） 身分証明書 （表） 省略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略 （報告の徴収等）</p> <p>第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第 3 項及び第 9 項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2・3 省略</p> </div>

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（児童の遊びを指導する者）</p> <p>第13条 条例第54条第2項第6号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学をいう。第4号及び第23条第3号を除き、以下同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>（児童自立支援専門員の資格）</p> <p>第23条 条例第102条第5号の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 大学（<u>短期大学を除く。以下この号において同じ。</u>）において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学<u>_____</u>において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条に掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>（児童の遊びを指導する者）</p> <p>第13条 条例第54条第2項第6号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学をいう。第4号及び第23条第3号を除き、以下同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <hr/> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>（児童自立支援専門員の資格）</p> <p>第23条 条例第102条第5号の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 大学の学部 _____ において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の<u>学部</u>において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条に掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第15号

愛媛県立立高等技術専門校運営規則及び愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立立高等技術専門校運営規則及び愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県立立高等技術専門校運営規則の一部改正）

第1条 愛媛県立立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県立産業技術専門校運営規則</p> <p>（職業訓練の種類等）</p> <p>第1条 愛媛県立産業技術専門校（以下「専門校」という。）の職業訓練の種類、訓練課程、訓練科、訓練定員及び訓練期間は、それぞれ別表のとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（普通課程の訓練基準）</p> <p>第2条 愛媛県立産業技術専門校条例（昭和44年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第4条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>別表（第1条関係）</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県立立高等技術専門校運営規則</p> <p>（職業訓練の種類等）</p> <p>第1条 愛媛県立立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の職業訓練の種類、訓練課程、訓練科、訓練定員及び訓練期間は、それぞれ別表のとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（普通課程の訓練基準）</p> <p>第2条 愛媛県立立高等技術専門校条例（昭和44年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第4条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>別表（第1条関係）</p>

名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
愛媛県立新居浜産業技術専門学校	省略				
愛媛県立愛媛中央産業技術専門学校	省略				
愛媛県立宇和島産業技術専門学校	省略				

様式第1号(第4条関係) 入校願書

省略	愛媛県立 産業技術専門学校長 様	省略
省略		省略
省略		省略

注 省略

様式第2号(第6条関係) 誓約書

省略	愛媛県立 産業技術専門学校長 様
省略	

様式第3号(第7条関係) 修了証書

省略	愛媛県立 産業技術専門学校長
省略	

名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
愛媛県立新居浜高等技術専門学校	省略				
愛媛県立今治高等技術専門学校	省略				
愛媛県立松山高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	総合建築科	15人	1年
		短期課程	販売実務科	20人	6月
			OA実務科	10人	1年
愛媛県立宇和島高等技術専門学校	省略				

様式第1号(第4条関係) 入校願書

省略	愛媛県立 高等技術専門学校長 様	省略
省略		省略
省略		省略

注 省略

様式第2号(第6条関係) 誓約書

省略	愛媛県立 高等技術専門学校長 様
省略	

様式第3号(第7条関係) 修了証書

省略	愛媛県立 高等技術専門学校長
省略	

(愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則(昭和42年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で「公共職業能力開発施設」とは、<u>愛媛県立産業技術専門学校</u>又はこれらの委託を受けて職業訓練を行う施設をいう。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(受給者)</p> <p>第5条 災害見舞金(打切見舞金及び死亡見舞金は除く。以下この条において同じ。)は、職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかかった訓練生(災害見舞金の支給を受けている訓練生が療養の途中において職業訓練を修了したとき、若しくは<u>愛媛県立産業技術専門学校</u>を退校したとき、又は当該訓練生に係る職業訓練の委託契約が解除され当該職業訓練を受けないこととなつたときにおいて、災害見舞金の支給を要する事由が存続する間は、当該者をこの規則に係る訓練生とみなす。以下同じ。)に支給する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で「公共職業能力開発施設」とは、<u>愛媛県立高等技術専門学校</u>又はこれらの委託を受けて職業訓練を行う施設をいう。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(受給者)</p> <p>第5条 災害見舞金(打切見舞金及び死亡見舞金は除く。以下この条において同じ。)は、職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかかった訓練生(災害見舞金の支給を受けている訓練生が療養の途中において職業訓練を修了したとき、若しくは<u>愛媛県立高等技術専門学校</u>を退校したとき、又は当該訓練生に係る職業訓練の委託契約が解除され当該職業訓練を受けないこととなつたときにおいて、災害見舞金の支給を要する事由が存続する間は、当該者をこの規則に係る訓練生とみなす。以下同じ。)に支給する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に第 1 条の規定による改正前の愛媛県立高等技術専門校運営規則別表の規定による愛媛県立新居浜高等技術専門校メカトロニクス科、同校自動車整備科、同校メタル技術科、愛媛県立今治高等技術専門校今治タオルものづくり科、同校服飾モード科及び同校設備エンジニア科（以下「旧訓練科」という。）に在籍している者は、それぞれ同条の規定による改正後の愛媛県立産業技術専門校運営規則別表の規定による愛媛県立新居浜産業技術専門校メカトロニクス科、同校自動車整備科、同校メタル技術科、愛媛県立愛媛中央産業技術専門校今治タオルものづくり科、同校服飾モード科及び同校設備エンジニア科（以下「新訓練科」という。）に在籍している者となるものとする。この場合において、旧訓練科における訓練期間は、新訓練科の訓練期間の一部とみなす。
- 3 この規則の施行前に、次の表の左欄に掲げる者に対して行われた許可その他の処分又は同欄に掲げる者が行った許可その他の行為は、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行われた許可その他の処分又は同欄に掲げる者が行った許可その他の行為とみなす。

愛媛県立新居浜高等技術専門校長	愛媛県立新居浜産業技術専門校長
愛媛県立今治高等技術専門校長	愛媛県立愛媛中央産業技術専門校長
愛媛県立松山高等技術専門校長	愛媛県立愛媛中央産業技術専門校長
愛媛県立宇和島高等技術専門校長	愛媛県立宇和島産業技術専門校長

○愛媛県規則第16号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の減免)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国（法令の規定により国の行政機関とみなされ、土地収用法（昭和26年法律第219号）第125条第 1 項ただし書（同法第138条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定が準用される法人を含む。）に対する条例別表 5 の表55の項から61の項まで（56の項を除く。）及び101の15の項に掲げる事務については、これらの項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>4・5 省略</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国（法令の規定により国の行政機関とみなされ、土地収用法（昭和26年法律第219号）第125条第 1 項ただし書（同法第138条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定が準用される法人を含む。）に対する条例別表 5 の表55の項から61の項まで（56の項を除く。）<u> </u>に掲げる事務については、これらの項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>4・5 省略</p>

附 則

この規則は、平成31年 6月 1日から施行する。

○愛媛県規則第17号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の減免)</p> <p>第2条 次に掲げる建築物等に係る条例別表5の表8の項から46の6の項まで(8の2の項を除く。)に掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に規定する金額の2分の1とする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 災害救助法(昭和22年法律第118号)を発動した区域内において、災害による滅失又は損壊のため当該災害の発生した日から6月以内に建築、大規模の修繕、大規模の模様替え、設置又は築造をする建築物等に係る条例別表5の表8の項から46の6の項まで(8の2の項、46の4の項及び46の5の項を除く。)に掲げる事務については、これらの項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>3~5 省略</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第2条 次に掲げる建築物等に係る条例別表5の表8の項から46の4の項まで(8の2の項を除く。)に掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に規定する金額の2分の1とする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 災害救助法(昭和22年法律第118号)を発動した区域内において、災害による滅失又は損壊のため当該災害の発生した日から6月以内に建築、大規模の修繕、大規模の模様替え、設置又は築造をする建築物等に係る条例別表5の表8の項から46の4の項まで(8の2の項_____を除く。)に掲げる事務については、これらの項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>3~5 省略</p>

附 則

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第236号

知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務(昭和31年4月愛媛県告示第238号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第84条第1項ただし書及び証明事務等に係る手数料条例(昭和31年愛媛県条例第20号)第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>県立産業技術専門学校</u>又は<u>県立農業大学校</u>に在籍する者に関する証明で、現に在籍している者に対して行うもの</p> <p>(6)~(14) 省略</p>	<p>愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第84条第1項ただし書及び証明事務等に係る手数料条例(昭和31年愛媛県条例第20号)第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>県立高等技術専門学校</u>又は<u>県立農業大学校</u>に在籍する者に関する証明で、現に在籍している者に対して行うもの</p> <p>(6)~(14) 省略</p>

○愛媛県告示第237号

愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程(昭和40年3月愛媛県告示第264号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程様式第1号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 第2条に規定する申請書及び前条に規定する請求書は、災害を受けた訓練生が所属し、又は所属した<u>愛媛県立産業技術専門学校</u>を経由しなければならない。</p>	<p>第4条 第2条に規定する申請書及び前条に規定する請求書は、災害を受けた訓練生が所属し、又は所属した<u>愛媛県立高等技術専門学校</u>を経由しなければならない。</p>

2 愛媛県立産業技術専門校長は、第2条に規定する申請書又は前条に規定する請求書を受理したときは、遅滞なくその内容を審査し、意見を付して、知事に提出するものとする。

第5条 知事は、見舞金の支給状況を明らかにするため、災害見舞金支給原簿（様式第9号）を備えて、必要な事項を記載するものとする。

様式第1号（第2条関係）

省略

省略

愛媛県立 産業技術専門校長（又は委託事業主）氏名 ㊟

注 省略

様式第2号（第2条関係）

省略

省略

省略

愛媛県立 産業技術専門校長 ㊟

省略

様式第9号（第5条関係）

省略

省略	療養見舞金		傷病見舞金		省略
	療養 期間	金額 (円)	日数	金額 (円)	
省略					省略
省略					省略
省略					省略
省略					省略

省略					省略
省略					省略
省略					省略

2 愛媛県立高等技術専門校長は、第2条に規定する申請書又は前条の規定する請求書を受理したときは、遅滞なくその内容を審査し、意見を付して、知事に提出するものとする。

第5条 知事は、見舞金の支給状況を明らかにするため、災害見舞金支給原簿 _____ を備えて、必要な事項を記載するものとする。

様式第1号（第2条関係）

省略

省略

愛媛県立 高等技術専門校長（又は委託事業主）氏名 ㊟

注 省略

様式第2号（第2条関係）

省略

省略

省略

愛媛県立 高等技術専門校長 ㊟

省略

様式第9号 _____

省略

省略	療養見舞金		省略
	療養 期間	金額 (円)	
省略			省略

省略			省略
省略			省略
省略			省略

○愛媛県告示第238号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			

愛媛県立産業 技術専門校入 校選考	筆記試験の科目 別得点及び総合 得点	合格発表の日 から 1 月間	愛媛県立産業 技術専門校
省略			

愛媛県立高等 技術専門校入 校選考	筆記試験の科目 別得点及び総合 得点	合格発表の日 から 1 月間	愛媛県立高等 技術専門校
省略			

訓 令

○愛媛県訓令第 2 号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県立高等技術専門校処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立高等技術専門校処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県立高等技術専門校処務規程の一部改正)

第 1 条 愛媛県立高等技術専門校処務規程(昭和33年愛媛県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県立産業技術専門校処務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、<u>愛媛県立産業技術専門校</u>の処務に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>愛媛県立高等技術専門校処務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、<u>愛媛県立高等技術専門校</u>の処務に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																										
<p>別表第 7 (第 4 条関係)</p> <p>知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="4">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部 長</th> <th>局 長</th> <th>課 長</th> <th>主 幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">労 政 雇 用 課</td> <td>1～11 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">12 職業 能力開 発促進 法の施 行その 他職業 訓練に 関する 事務</td> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公共職業能力開発施設 の行う職業訓練に関する こと。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>愛媛県立産業技術専門 校以外で行う職業訓練の 委託(第 15 条の 7 第 3 項)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)～(4) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～8 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 <u>愛媛県立産業技術専門校 の運営</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				知事	専決者			部 長	局 長	課 長	主 幹	労 政 雇 用 課	1～11 省略						12 職業 能力開 発促進 法の施 行その 他職業 訓練に 関する 事務	1 省略					2 公共職業能力開発施設 の行う職業訓練に関する こと。					(1) <u>愛媛県立産業技術専門 校以外で行う職業訓練の 委託(第 15 条の 7 第 3 項)</u>					(2)～(4) 省略					3～8 省略					9 <u>愛媛県立産業技術専門校 の運営</u>					<p>別表第 7 (第 4 条関係)</p> <p>知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="4">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部 長</th> <th>局 長</th> <th>課 長</th> <th>主 幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">労 政 雇 用 課</td> <td>1～11 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">12 職業 能力開 発促進 法の施 行その 他職業 訓練に 関する 事務</td> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公共職業能力開発施設 の行う職業訓練に関する こと。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>愛媛県立高等技術専門 校以外で行う職業訓練の 委託(第 15 条の 7 第 3 項)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)～(4) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～8 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 <u>愛媛県立高等技術専門校 の運営</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				知事	専決者			部 長	局 長	課 長	主 幹	労 政 雇 用 課	1～11 省略						12 職業 能力開 発促進 法の施 行その 他職業 訓練に 関する 事務	1 省略					2 公共職業能力開発施設 の行う職業訓練に関する こと。					(1) <u>愛媛県立高等技術専門 校以外で行う職業訓練の 委託(第 15 条の 7 第 3 項)</u>					(2)～(4) 省略					3～8 省略					9 <u>愛媛県立高等技術専門校 の運営</u>				
組織名				事務の種類	事 項	決裁区分																																																																																																					
						知事	専決者																																																																																																				
	部 長	局 長	課 長				主 幹																																																																																																				
労 政 雇 用 課	1～11 省略																																																																																																										
	12 職業 能力開 発促進 法の施 行その 他職業 訓練に 関する 事務	1 省略																																																																																																									
		2 公共職業能力開発施設 の行う職業訓練に関する こと。																																																																																																									
		(1) <u>愛媛県立産業技術専門 校以外で行う職業訓練の 委託(第 15 条の 7 第 3 項)</u>																																																																																																									
	(2)～(4) 省略																																																																																																										
3～8 省略																																																																																																											
9 <u>愛媛県立産業技術専門校 の運営</u>																																																																																																											
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分																																																																																																								
			知事	専決者																																																																																																							
				部 長	局 長	課 長	主 幹																																																																																																				
労 政 雇 用 課	1～11 省略																																																																																																										
	12 職業 能力開 発促進 法の施 行その 他職業 訓練に 関する 事務	1 省略																																																																																																									
		2 公共職業能力開発施設 の行う職業訓練に関する こと。																																																																																																									
		(1) <u>愛媛県立高等技術専門 校以外で行う職業訓練の 委託(第 15 条の 7 第 3 項)</u>																																																																																																									
	(2)～(4) 省略																																																																																																										
3～8 省略																																																																																																											
9 <u>愛媛県立高等技術専門校 の運営</u>																																																																																																											

附 則

この規則は、平成31年 4月 1 日から施行する。